

徳島県規則第百号

。 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則を次のように定める

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則を廃止する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十五年徳島県規則第十三号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有するものとされる間は、なおその効力を有する。